

印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会について

1 開催の目的（別紙1参照）

印刷業に従事していた労働者に発症した胆管がんについて労災請求がなされたことを受け、個別の労災請求事案に係る業務と胆管がん発症との間の因果関係について専門的な見地から検討するため、各分野の専門家により構成される検討会を開催する。

2 メンバー（別紙1参照）

公衆衛生学、病理学（胆管）、肝臓病学、化学物質のリスク評価、作業環境の測定・評価等の専門家計8名で構成。

3 主な検討項目（別紙2参照）

- (1) 胆管がんの発症メカニズムについて
- (2) 事業場で使用された化学物質の発がん性について
- (3) 事業場で使用された化学物質のばく露量・ばく露濃度の評価について
- (4) 事業場で使用された化学物質と胆管がん発症との間の因果関係について
- (5) 個別労災請求事案の業務起因性について

4 これまでの開催状況及び今後のスケジュール

第1回検討会 平成24年9月6日

第2回検討会 平成24年11月1日

第3回検討会 平成24年12月11日

年度内を目途に、現時点の医学的知見について、報告書を取りまとめる予定。

印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会開催要綱

1 開催目的

大阪労働局管内の印刷事業場でインクの洗浄作業等に従事した労働者等から、使用した有機溶剤等の化学物質が原因で胆管がんを発症したとする労災請求がなされ、このことが大きく報道されたことから、他の労働局でも胆管がんに係る労災請求がなされている状況にある。

業務上疾病のうち「がん」については、労働基準法施行規則別表第1の2第7号及び同表第10号に基づく告示に列挙されているが、胆管がんはこれらの列挙疾病には該当せず、また、過去にも認定した事例はないことから、都道府県労働局で業務起因性の判断を行うことは困難である。このため、昭和53年3月30日付け基発第186号「労働基準法施行規則の一部を改正する省令等の施行について」の記の第3の1により、りん伺の上、厚生労働本省で対応する必要がある。

そこで、労働者が従事した業務と胆管がん発症との間の因果関係について専門的な見地から検討するため、厚生労働省労働基準局労災補償部長が、衛生学、公衆衛生学、内科学、病理学、化学、労働衛生工学の専門家に参集を求め、医学上の意見を徴し、当該事案への的確な対応を図ることにする。

2 検討会の構成及び検討対象

(1) 検討会の構成

ア 本検討会は、別紙の医学、化学等の専門家を参集者とする。

イ 本検討会には、座長をおき、検討会を統括する。

ウ 本検討会には、必要に応じ、別紙参集者以外の関係領域の専門家の参集を依頼することができる。

(2) 検討対象

ア 本検討会では、印刷事業場で発生した胆管がんに係る事案のほか、印刷事業場で発生した胆管がん以外の疾病に係る事案と印刷事業場以外の事業場で発生した胆管がん等に係る事案についても検討できる。

イ 本検討会は、検討結果が取りまとめられた時点において終了する。

3 その他

(1) 本検討会は、個別事案について取り扱うため非公開とする。

(2) 本検討会に参集した者は、本検討会で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。また、検討会終了後も同様とする。

(3) 参集及び検討会運営に関する庶務は、厚生労働省労働基準局労災補償部補償課職業病認定対策室で行う。

附則 本要綱は、平成24年8月9日から施行する。

「印刷事業場で発生した胆管がんの業務上外に関する検討会」

参集者名簿

○：座長

氏名	所属・役職・専門
おおまえ かずゆき 大前 和幸	慶應義塾大学医学部 教授 衛生学
さいとう ひでつぐ 齋藤 英胤	慶應義塾大学薬学部 教授 内科学
さかもと みちいえ 坂元 亨宇	慶應義塾大学医学部 教授 病理学
○ さくらい はるひこ 櫻井 治彦	公益財団法人産業医学振興財団 理事長 公衆衛生学
しらishi ひろあき 白石 寛明	独立行政法人国立環境研究所 環境リスク研究センター センター長 化学
たきかわ はじめ 滝川 一	帝京大学医学部 教授 内科学
なかぬま やすに 中沼 安二	金沢大学医薬保健学総合研究科 教授 病理学
なごや としお 名古屋 俊士	早稲田大学理工学術院 教授 労働衛生工学

(五十音順)

検討会での主な検討事項

1 胆管がんの発症メカニズム

現在明らかとなっている胆管がん発症までの仕組みと、今回の症例を比較検討するとともに、事業場で使用された化学物質が原因となって胆管がんが発症するとした場合の発がんの仕組みについて検討する。

2 事業場で使用された化学物質の発がん性

事業場で使用された「ジクロロメタン」及び「1,2-ジクロロプロパン」については、動物実験の結果では、いずれも発がん性が認められているが、IARC(国際がん研究機関)の発がん性リスク評価では、

「ジクロロメタン」がGroup2B(ヒトに対する発がん性が疑われる)

「1,2-ジクロロプロパン」がGroup3(ヒトに対する発がん性が分類できない)

とされており、いずれもヒトへの発がん性は明らかではないため、検討会で最新の医学情報を収集し、当該化学物質の発がん性について検討する。

3 事業場で使用された化学物質のばく露量・ばく露濃度の評価

事業場で使用された「ジクロロメタン」及び「1,2-ジクロロプロパン」については、ACGIH(米国産業衛生専門家会議)のばく露許容濃度が

「ジクロロメタン」は50ppm

「1,2-ジクロロプロパン」は10ppm

とされている。これらも踏まえ、事業場の作業環境や作業状況から、これらの化学物質のばく露量・ばく露濃度はどの程度であったと評価されるのかを検討する。

4 事業場で使用された化学物質と胆管がん発症との間の因果関係

上記3の検討により評価したばく露量・ばく露濃度の条件下における、当該化学物質の体内における代謝システムなどについて検討を行った上で、当該化学物質のばく露と胆管がん発症との因果関係を検討する。

5 個別労災請求事案の業務起因性

上記1～4の検討結果と労働基準監督署の調査内容を基に、個別労災請求事案における胆管がん発症の業務起因性を検討する。